

こども食堂食品衛生管理お届け講座実施要領

1 目的

こども食堂等が主催する、こども食堂における食品衛生管理に関する説明会や勉強会等に、要望に応じて、県の食品衛生監視員がアドバイザーとして直接出向き、食品衛生管理を始めとした食の安心・安全に関する講座や助言等を行うことにより、こども食堂等における食品衛生管理意識のさらなる醸成・向上を図り、以て、子ども・子育て世代の食の安心・安全を推進することを目的とする。

2 実施主体

山口県

3 定義

本要領において「こども食堂等」とは、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものの（いずれも下関市内で開設・活動するものを除く。）をいう。

- （1）令和5年10月13日付け令5生活衛生第716号生活衛生課長通知「子ども食堂活動に係る指導について」の2に規定する「福祉目的で行われる子ども食堂活動」を行う施設
- （2）今後、上記（1）に規定する施設の開設を予定している者

4 対象

山口県内（下関市を除く）においてこども食堂等が主催する、こども食堂等における食品衛生管理に関する説明会や勉強会等（営利を目的とするものを除く。また、以下、「対象説明会等」という。）

5 実施方法

（1）日時

原則、月曜～金曜日（祝日を除く）の9：00～17：00の間（2時間以内）とする。

なお、上記以外の日時についても、相談及び調整の上、実施する場合がある。

（2）場所

申込者の希望する場所（山口県内（下関市を除く）に限る）

（3）アドバイザー

山口県の食品衛生監視員

（4）内容

次のア～ウに掲げる項目の中から、申込者が選択する。（複数可）

ただし、別に申込者の希望する内容があれば、適宜調整できるものとする。

ア 食品による事故の防止等（食中毒、異物混入、食物アレルギーへの対応等）

イ 食品の安全性（食品添加物、残留農薬、遺伝子組換食品等）

ウ HACCPに沿った衛生管理

（5）経費

講師の派遣及び資料に係る経費は、県の負担とする。

その他の経費（会場費等）は、申込者の負担とする。

6 申込方法

申込者は、対象説明会等の開催予定日の1か月前までに、次に掲げる各区分に応じて、それぞれ当該各区分に定める申込先に電話で仮予約し、その後、開催予定日の15日前までに、別記様式1により当該申込先へ郵送またはFAXにて申し込むものとする。

- (1) 対象説明会等に参加することも食堂等の活動地域を管轄する健康福祉センターが1つのみの場合 当該活動地域を管轄する健康福祉センター
- (2) 対象説明会等に参加することも食堂等の活動地域を管轄する健康福祉センターが2つ以上ある場合 生活衛生課

7 実績報告

各健康福祉センターは、別記様式2により、四半期毎に実績を報告する。

8 その他

本事業の実施にあたり、生活衛生課は必要に応じて各健康福祉センターと連携・調整し、適宜必要な対応をとるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年12月3日から施行する。